

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

このことについて、次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和7年2月21日

岩手県知事 達増拓也

1 趣旨

本業務については、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき起立不能牛等を対象とした牛海綿状脳症検査及び死亡牛の適正処理を推進するため、県が整備した県北家畜保冷保管施設への死亡牛の搬入管理、検査材料採取の補助及び施設管理等を行う必要があることから、3の応募要件を満たし、本業務の履行の参加者（以下「応募者」という。）の有無を確認する目的で、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満たすことを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を公募するものです。

公募の結果、応募者がいない場合又は3の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件を満たす者」という。）がいない場合にあつては、農林水産部長が別途選定する者との随意契約手続に移行します。

応募要件を満たす者が2者以上いる場合にあつては、一般競争入札に移行します。この場合、当該応募要件を満たす者は、一般競争入札に参加することができます。

応募要件を満たす者が1者の場合にあつては、当該応募要件を満たす者を契約予定人として決定します。

2 業務概要

- (1) 業務名 牛海綿状脳症防疫対策事業に係る県北家畜保冷保管施設管理運營業務委託
- (2) 業務内容 施設管理業務、牛海綿状脳症検査に係る補助業務等
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

応募にあつては、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県から指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくな

った日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。

- (6) 岩手県県北家畜保健衛生所管内（久慈市、二戸市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡、二戸郡）に本社、支店又は主たる営業所を有するもので、本業務の実施について、岩手県県北家畜保健衛生所の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (7) 玉掛け技能有資格者2名を業務に従事させることができること。

4 応募要件の詳細及び業務の仕様書を交付する日時及び場所

- (1) 交付日時
令和7年2月21日から令和7年3月4日まで
- (2) 交付場所
岩手県のホームページから、電子データをダウンロードしてください。

5 参加意思確認書の提出期限

- (1) 提出期限
令和7年3月4日（火） 17時00分必着
- (2) 提出場所
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県農林水産部畜産課
電 話 019-629-5729
F A X 019-623-0201
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送（簡易書留郵便等推奨）により提出
- (4) 参加意思確認書
別紙様式1による。

6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とします。

7 その他

この公募は、岩手県の令和7年度一般会計当初予算の成立を前提としているもので、県議会定例会において承認が得られない場合には、手続を中止又は変更する場合があります。